

朝倉市は、中小企業者の方を応援します！

福岡県緊急経済対策資金又は福岡県緊急保証利用企業借換資金をご利用の中小企業者の方に、保証料の補給を行っています。

【対象者】 福岡県緊急経済対策資金又は福岡県緊急保証利用借換資金を借り入れ、かつ、信用保証協会に保証料を完納した朝倉市内の中小企業者で、次に該当する方。

- ① 個人にあつては市内に住所を、法人にあつては市内に主たる事務所又は事業所を有し、かつ、市内で6ヶ月以上引き続き同一事業を営んでいる方。
- ② 市税及び国民健康保険税を滞納していない方。

【必要書類】

- ① 緊急経済対策中小企業応援保証料補給金交付申請書(様式第1号)
- ② 滞納がない証明書(市の税務課で発行します。手数料300円と印鑑が必要です。)
- ③ 印鑑(保証料補給申請の書類一式については、同じ印鑑をご使用ください。)
- ④ 請求書
- ⑤ 補給金払込先口座番号が確認できるもの(通帳の写し等)

※必要書類一式については、朝倉市ホームページに掲載しています。

【補給金額】 保証料補給金額は、申請者が保証協会に対して完納した保証料のうち、保証料率0.20%に相当する額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額。)又は13万7千円のいずれか低い額。

※1中小企業者につき1年間の支払可能補給金額は上限13万7千円です。

【留意事項】

- ① 保証料補給の申請は、保証料完納日より6ヶ月以内に行ってください。
※分割納付の方は、最終納付日(保証料全額完納日)より6ヶ月以内です。
- ② 平成23年度以降に該当資金での借換による繰上げ償還をした方につきましては、保証料補給金額の算定方法が異なりますので、事前にお問い合わせください。

【保証料補給のながれ】



※保証料補給金については、申請された中小企業者に対し後日補給決定の旨を通知し、指定された口座に入金します。

《申請受付窓口・お問い合わせ先》

〒838-1398 朝倉市宮野 2046-1

朝倉市商工観光課

TEL 0946-52-1428

FAX 0946-52-1510

(Email) syoukou@city.asakura.lg.jp